

旭市地域おこし協力隊(移住・定住関係業務)募集要項

1. 目的

旭市地域おこし協力隊設置要綱（令和4年旭市告示第58号）に基づき、都市地域の人材を積極的に受け入れ、移住サポートや情報発信等により、移住・定住者数の増加に貢献できる人材を、地域おこし協力隊として募集することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 移住・定住に関する相談業務（窓口・電話・オンライン・移住関連イベント等）
- (2) 移住・定住に関する情報発信業務（SNSを活用したもの・移住関連イベント等）
- (3) その他、地域振興に関連する業務（隊員の提案により行う活動については、事前に雇用主・旭市役所企画政策課へ相談すること）

3. 募集人数

隊員の募集人数は1名とし、性別は問わない。

4. 募集対象

募集する隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(2) 次のアからエまでのいずれかの要件に該当する者

ア 3大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に規定する3大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。）に現に住所を有する者（※）

※総務省「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」において、旭市への転入が特別交付税措置の対象となる地域に現に住所を有する者とする。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

【本市の場合】

転出地	転入地
3大都市圏内の都市地域	本市の全域
指定都市（条件不利区域を除く。）	
3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	
3大都市圏外の都市地域	本市の条件不利区域 （旧干潟町の区域）
3大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	

①「3大都市圏」とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。ただし、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村については、「3大都市圏外」という。

②「都市地域」とは

次の「条件不利地域」に該当しない市町村をいう。

③「条件不利地域」とは

次のⅠからⅦのいずれかに該当する市町村をいう。

Ⅰ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)

- ・第2条第2項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ・法施行令附則第3条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村
- ・法施行令附則第4条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域

の全部又は一部とする市町村

Ⅱ 山村振興法(昭和40年法律第64号)

- ・第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

Ⅲ 離島振興法(昭和28年法律第72号)

- ・第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

Ⅳ 半島振興法(昭和60年法律第63号)

- ・第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

Ⅴ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)

- ・第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

Ⅵ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)

- ・第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

Ⅶ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

- ・第3条第1号に規定する沖縄の市町村

④「全部条件不利地域」とは

「条件不利地域」のうち過疎地域に該当する市町村(一部過疎除く)、上記⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村をいう。

⑤「一部条件不利地域」とは

「条件不利地域」のうち「全部条件不利地域」以外の市町村をいう。

⑥「条件不利区域」とは

「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域をいう。

⑦「指定都市」とは

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。

イ 他の地方公共団体において地域おこし協力隊員として2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の者

ウ 他の地方公共団体において語学指導等を行う外国青年事業参加者として2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の者

エ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者

(3)委嘱される前の1年間に旭市内に住所を定めていない者で、委嘱後に旭市へ住民票を異動し住居することができる者

(4)心身ともに健康で、地域の活性化に意欲及び情熱を持っており、住民と協力して誠実に協力活動ができる者

(5)協力隊活動終了後に、旭市で定住・就業(就農・起業含む)する意向を持っている者

(6)動画編集を含むパソコンの一般的な操作ができ、インターネットやSNS等の活用ができる者

(7)普通自動車運転免許を取得している者

5. 勤務地

旭市ニの2787番地1 あさひ市民センター2階

旭市移住サポートセンター(一般社団法人 旭市観光物産協会内)

6. 勤務日・勤務時間

- (1)勤務日は、週 5 日を原則とする。(1 週間あたり 38 時間 45 分)を原則とする。
- (2)勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(昼休みは正午から午後 1 時まで)の 7 時間 45 分を原則とする。

※活動内容によっては土日祝日の活動も含まれる。

7. 任用形態・期間

- (1)雇用主は、一般社団法人 旭市観光物産協会とする。
- (2)旭市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市長が委嘱する。
- (3)委嘱期間は、委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、初めの委嘱日から 3 年の範囲内で旭市及び隊員双方の同意により延長できるものとする。
なお、初めの委嘱日は、令和 7 年 12 月 1 日を予定している。
- (4)市が地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

8. 給与

月額 291,600 円(社会保険料等の本人負担分を含む)とする。(1 箇月間の活動日数が 20 日に満たない場合は、日割り計算により支給するものとする。)

9. 待遇・福利厚生

- (1)社会保険、雇用保険に加入する。
- (2)住居は、民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約し確保することを原則とする。ただし、月額 50,000 円を上限に、予算の範囲内で活動等の経費の一部として雇用主が負担する。
- (3)転居にかかる経費(敷金礼金を含む)、生活に必要な経費(光熱水費、食費、生活費等)などは自己負担となる。
- (4)活動内容に関係がある場合や活動に支障が無い範囲においては、個人事業の運営、副業なども可能とする。

10. 休日・休暇

休日・休暇は、週 2 日の週休日のほか、年次有給休暇等は、一般社団法人 旭市物産協会事務局員に準ずる。

11. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動ができるよう、次に掲げる支援を行う。なお、市はその支援業務を一般社団法人旭市観光物産協会に委託する。

- (1)隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2)隊員が地域に定着するための支援
- (3)隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (4)市や地域の団体等が行う地域振興イベントなどへの協力活動に対する支援
- (5)隊員が地域で生活するための住居の確保などの生活支援
- (6)その他隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援

12. 活動等の経費

市又は支援団体は、次に掲げる活動等の経費について、予算の範囲内において、必要に応じて負担する。

- (1) 隊員の指導、支援に要する事務的経費
- (2) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費
- (3) 隊員の活動期間中の傷害保険及び賠償責任保険に係る保険料
- (4) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (5) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (6) 隊員が研修機関等の実施する研修プログラムへ参加する場合に要する参加費用及び旅費
- (7) 隊員が活動に使用する自家用車等の借上料及び燃料費(ただし、月額 10,000 円を上限とする)
- (8) その他、隊員の活動に要する経費

13. 応募方法

応募及び選考の方法は次のとおりとする。

(1) 応募方法

① 受付期間：令和 7 年 9 月 8 日(月)から令和 7 年 10 月 10 日(金)まで

② 提出書類

- ・ 応募用紙(指定様式に必要事項を記入)
 - ・ 履歴書(市販のもの、カラー写真貼付)
 - ・ 住民票(本籍地記載不要)
 - ・ 普通自動車運転免許証の写し
- ※提出された応募書類は返却しない。

③ 提出方法等

郵送(令和 7 年 10 月 10 日必着)、持参又は電子メールにて、下記「14. 応募・問い合わせ先」へ提出

※電子メールで提出した場合は、(3)第 2 次選考 面接審査の際に原本を持参していただきます。

(2) 第 1 次選考 書類審査

① 第 1 次選考として書類選考を実施

② 応募期限から 1 週間程度で、応募者全員に結果を文書で通知

(3) 第 2 次選考 面接審査

① 第 1 次選考合格者を対象に面接を実施

② 日程は第 1 次選考の結果時に通知(応募状況により随時実施予定)

(4) 最終結果の通知

審査後、随時、第 2 次選考受験者全員に通知する。

※応募選考に必要な郵送費、交通費等は応募者の負担とする。

14. 応募・問い合わせ先

〒289-2595 千葉県旭市二の 2132 番地

旭市企画政策課政策推進班

TEL:0479-62-5382 fax:0479-63-4946

E-mail:seisaku@city.asahi.lg.jp